

各 位

会 社 名 株 式 会 社 F P G
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 谷 村 尚 永
(東証第一部・コード：7148)
問 合 せ 先 経 理 1 部 長 坪 内 悠 介
(TEL. 03-5288-5691)

Air Mauritius Limited の任意管理手続き申請に伴う当社への影響について（開示事項の経過）

2020年4月23日付「Air Mauritius Limitedの任意管理手続き申請に伴う当社への影響について」及び2020年4月27日付「2020年9月期第2四半期連結決算発表の延期に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、Air Mauritius Limited（以下、AML）が、モーリシャス破産法（Insolvency Act）に基づき Voluntary Administration（任意管理手続き）を申請したことに伴い、当社が保有するオペレーティング・リース事業（以下、リース事業）にかかる商品出資金の会計処理の確定に一定の期間を要するため2020年9月期第2四半期決算発表の延期を行っておりました。この度、当該商品出資金の会計処理を確定し、本日付で2020年9月期第2四半期決算を発表いたしましたので、会計処理の概要について下記のとおりお知らせします。

記

1. 会計処理の概要

当社は、投資家に譲渡することを前提にAMLを賃借人とする当該リース事業への匿名組合出資持分を一時的に取得し2020年9月期第1四半期決算において（連結）貸借対照表に「商品出資金」として4,296百万円計上しておりました。

当該リース事業は当社の子会社（株式会社FLIP第243号、株式会社FLIP第244号、株式会社FLIP第245号）が匿名組合の営業者として遂行いたしますが、当該匿名組合出資持分を当社から投資家に譲渡することで、当該リース事業の損益・収支は当社ではなく当該投資家に帰属することになるため、当社は、「利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがある子会社」に該当するものとして「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年8月10日内閣府令第64号）第5条第1項第2号に基づき当該子会社を非連結子会社としておりました。

しかしながら、AMLの任意管理手続きの申請を受け、当社は当該匿名組合出資持分を当面保有することとし、その結果当該リース事業の損益・収支が当社に帰属する見込みとなったため、上記条項が適用されないと判断し、当該子会社を連結子会社とすることといたしました。これにより当該子会社が行う当該リース事業の損益及び資産・負債が当社の連結財務諸表に反映されることとなります。

AMLの任意管理手続きの申請は2020年4月に行われたものであるものの、修正後発事象として第2四半期決算に当該事象の影響を反映すべきであることから、当該匿名組合出資持分を「商品出資金」として計上する会計処理を2020年3月末時点で変更し、当該時点までに発生した当該リース事業の損益や航空機の評価損を「商品出資金」の評価損として売上原価に計上するとともに、当該子会社を3月末時点から連結の範囲に含め、2020年3月末時点の当該リース事業に係る資産・負債を連結財務諸表に反映することといたしました。

この結果、2020年9月期第2四半期決算において、売上原価に527百万円の評価損を計上するとともに、資産17,299百万円（うち販売用航空機16,665百万円）及び負債17,295百万円を連結いたしました。

2. 2020年9月期連結業績への影響について

連結業績予想への影響については、本日公表の「第2四半期業績予想と実績との差異及び通期業

績予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

以上